

市第16号議案

横浜市庁舎駐車場条例の一部改正

横浜市庁舎駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定める

。

令和 7 年 9 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市庁舎駐車場条例の一部を改正する条例

横浜市庁舎駐車場条例（平成21年 3 月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「（横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を除く。以下この条、第 6 条、第 7 条及び第12条において同じ。）」を削る。

第 9 条の 2 を削る。

第10条中「（横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場にあつては、市長。次条第 2 項において同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市庁舎駐車場条例の規定に基づく横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場に係る指定管理者の指定等に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

提 案 理 由

横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入するため、横浜市庁舎駐車場条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市庁舎駐車場条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現行）

（指定管理者の指定等）

第 4 条 次に掲げる駐車場（横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を除く。）

以下この条、第 6 条、第 7 条及び第 12 条において同じ。）の管理
に関する業務は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の
2 第 3 項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者
をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（第 1 号から第 3 号まで及び第 2 項から第 5 項まで省略）

（使用料）

第 9 条の 2 横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場を使用する者は、市長に
対し、1 台につき駐車時間 30 分までごとに 300 円の範囲内におい
て規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

2 第 7 条第 3 項及び前 2 条の規定は、前項の使用料について準用
する。この場合において、前 2 条中「指定管理者」とあるのは、
「市長」と読み替えるものとする。

（入場の拒否）

第 10 条 指定管理者（横浜市瀬谷区総合庁舎駐車場にあっては、市
長。次条第 2 項において同じ。）は、次のいずれかに該当すると
きは、駐車場への入場を拒否することができる。

（第 1 号から第 4 号まで省略）

